



KYOTO KIMONO YUZEN
HOLDINGS

第54期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時30分

場所

東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル東京 2階
「ザ・グリーンホール」

株式会社京都きもの友禅ホールディングス

証券コード：7615

目次

第54期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件	6
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件	11
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間の改定の件	15
事業報告	18
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告書	41

(証券コード 7615)

2025年6月9日

(電子提供措置の開始日 2025年5月31日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号

株式会社京都きもの友禅ホールディングス

代表取締役社長 浅 香 竜 也

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第54期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.kyotokimonoyuzenholdings.co.jp/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日出席願えない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、3ページに記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年6月24日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル東京 2階「ザ・グリーンホール」

3. 目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第54期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第54期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第 2 号議案** 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第 3 号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間の改定の件

以 上

~~~~~

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトはその旨、修正前及び修正後の内容を掲載させていただきます。

〈当日ご出席の株主様へのお願い〉

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人によるご出席の場合は、当社定款に従い、代理人は当社の議決権を有する他の株主様1名のみとさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面（委任状）を会場受付にご提出ください。

◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ・事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・連結計算書類の「連結注記表」
- ・計算書類の「個別注記表」

なお、監査等委員会及び会計監査人は上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

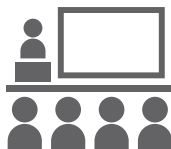
◎本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイト（<https://www.kyotokimonoyuzenholdings.co.jp/>）に掲載いたします。

# 議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権をご行使いただくには以下の3つの方法がございます。

## 株主総会へ出席する場合



**開催日時** 2025年6月25日（水曜日）午前10時30分

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第54期定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

## 議決権行使書を郵送する場合



**行使期限** 2025年6月24日（火曜日）午後6時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

## インターネットで議決権を行使する場合



**行使期限** 2025年6月24日（火曜日）午後6時まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、議決権をご行使ください。

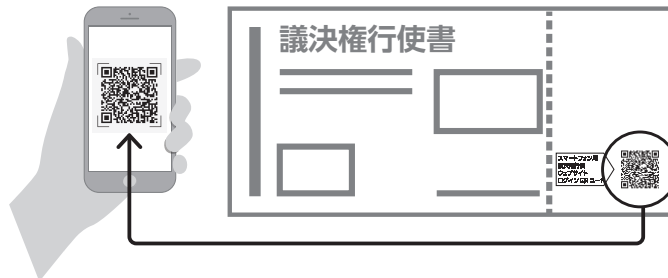
詳しくは次ページをご覧ください。

## 「スマート行使」によるご行使

### 1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

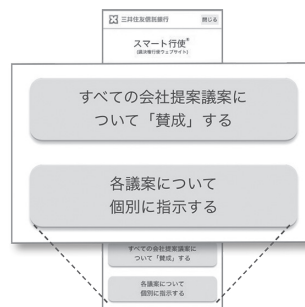
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコード<sup>®</sup>は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



### 2 議決権行使ウェブサイトを開く 以降は画面の案内に従って賛否をご入力 ください。

表示されたURLを開くと  
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。  
議決権行使方法は2つあります。



### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが次ページの「議決権行使ウェブサイトによるご行使」をご参照いただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。



株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3 名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）  
全員（3 名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取  
締役 3 名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況等を評価  
したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。  
取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                         | 現在の当社における地位 |    |
|-------|----------------------------|-------------|----|
| 1     | あさ か たつ や<br>浅 香 竜 也       | 代表取締役社長     | 再任 |
| 2     | はし もと かず ゆき<br>橋 本 和 之     | 常務取締役       | 再任 |
| 3     | は っ と り ま さ ち か<br>服 部 雅 親 | 取締役         | 再任 |

候補者  
番 号

1

あ さ か た つ や  
**浅香 竜也**

1976年11月4日生  
当社株式所有数：18,900株

再任

▶ 略歴・当社における地位及び担当

2001年 4 月 東京通運(株) (現 SBSロジコム(株)) 入社  
2005年 3 月 トーセイ(株)入社  
2010年 7 月 (株)曽我入社  
2014年 6 月 (株)エポックジャパン (現 (株)さずなホールディングス) 入社  
2017年 6 月 当社入社  
2018年 4 月 当社総務人事部長就任  
2019年10月 執行役員総務人事部長就任  
2021年10月 (株)京都きもの友禅友の会取締役就任 (現任)  
2022年 4 月 当社執行役員経営管理本部長兼総務人事部長就任  
2023年 4 月 執行役員管理本部長兼経営管理部長兼総務人事部長就任  
2023年 6 月 取締役管理本部長兼経営管理部長兼総務人事部長就任  
京都きもの友禅(株)取締役就任 (現任)  
2024年 4 月 当社常務取締役管理本部長兼経営管理部長兼総務人事部長就任  
2024年 6 月 当社代表取締役社長管理本部長兼経営管理部長兼総務人事部長就任  
2025年 3 月 当社代表取締役社長管理本部長就任 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

京都きもの友禅(株) 取締役  
(株)京都きもの友禅友の会 取締役

▶ 取締役候補者とした理由

浅香竜也氏は、代表取締役社長として経営体制の整備や組織改革を推進し、グループ全体の経営基盤の強化に貢献してまいりました。特に、2025年3月期に始動した社内改革プロジェクトでは、部門横断的な改革を主導し、収益性の改善と意思決定体制の再構築を実現しております。これらの実行力と経営全般に対する深い理解を備えた同氏は、今後の成長戦略の推進に不可欠な人材であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者  
番 号

2

は し も と か ず ゆ き  
橋本 和之

1977年2月5日生  
当社株式所有数：27,000株

再任

▶ 略歴・当社における地位及び担当

2000年 3 月 当社入社  
2010年 4 月 営業一部長就任  
2013年 4 月 営業副本部長兼営業一部長就任  
2013年 6 月 取締役営業副本部長兼営業一部長兼営業二部長就任  
2015年 4 月 取締役営業副本部長兼営業一部長兼営業二部長就任  
2017年 5 月 取締役営業部長就任  
2019年 5 月 (株)京都きもの友禅友の会取締役就任  
2019年 6 月 当社常務取締役就任  
2021年 4 月 京都きもの友禅(株)代表取締役社長就任  
2023年 4 月 当社専務取締役就任  
京都きもの友禅(株)代表取締役社長戦略副本部長就任  
(株)京都きもの友禅友の会代表取締役社長就任 (現任)  
2024年 4 月 当社常務取締役就任 (現任)  
京都きもの友禅(株)取締役営業本部長就任 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

京都きもの友禅(株) 取締役営業本部長  
(株)京都きもの友禅友の会 代表取締役社長

▶ 取締役候補者とした理由

橋本和之氏は、営業部門の責任者として長年にわたり販売戦略の立案・実行に携わり、特に営業現場の課題に即した施策の企画・展開を通じて、収益力の向上と人材の育成に大きく貢献してまいりました。社内改革プロジェクトでは、各催事の収益性向上や販売管理体制の整備を指揮しております。こうした現場と経営の両面に精通した実行力を活かしており、今後の事業拡大と営業基盤の再構築に不可欠な人材であると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

## ▶ 略歴・当社における地位及び担当

1982年 4 月 かざん(株)入社  
1990年 9 月 (有)西日本和裁（現 (株)プルミエール）入社  
1995年12月 当社入社  
2003年 6 月 営業三部長就任  
2005年 6 月 取締役営業三部長就任  
2007年 5 月 (株)京都きもの友禅友の会取締役就任  
2007年 6 月 当社専務取締役営業本部長就任  
2010年 6 月 代表取締役専務営業本部長就任  
2011年 5 月 (株)京都きもの友禅友の会代表取締役社長就任  
2011年 6 月 当社代表取締役社長兼営業本部長就任  
2013年 4 月 代表取締役社長就任  
2015年 6 月 代表取締役社長兼管理本部長就任  
2017年 5 月 代表取締役社長兼営業本部長就任  
2019年 6 月 代表取締役社長就任  
2019年10月 代表取締役社長マーケティング本部長就任  
2021年 4 月 代表取締役社長就任  
2021年 4 月 京都きもの友禅(株)取締役会長就任  
2021年10月 (株)京都きもの友禅友の会取締役就任（現任）  
2024年 4 月 京都きもの友禅(株)代表取締役社長戦略本部長兼商品本部長就任  
2024年 6 月 当社常務取締役就任  
2025年 3 月 取締役就任（現任）  
2025年 4 月 京都きもの友禅(株)代表取締役社長商品本部長就任（現任）

## ▶ 重要な兼職の状況

京都きもの友禅(株) 代表取締役社長商品本部長  
(株)京都きもの友禅友の会 取締役

## ▶ 取締役候補者とした理由

服部雅親氏は、長年にわたりグループの中核事業を支え、販売及び商品分野において豊富な実務経験と知見を活かし、事業の成長に寄与してまいりました。現在はマーケティング及び商品戦略の強化を統括しており、社内改革プロジェクトでは仕入プロセスの見直しや商品原価率低減に貢献しております。その豊富な知識と多様な経験は、当社グループの持続的成長に引き続き重要な役割を果たすものと判断し、取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の職務の執行に関し損害賠償請求がされた場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役を選任された場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役辻友崇氏と細川大輔氏は本株主総会終結の時をもって退任いたします。

つきましては、改めて監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                 | 現在の当社における地位 |    |    |    |
|-------|--------------------|-------------|----|----|----|
| 1     | みやざわ さわこ<br>宮澤 佐和子 | —           | 社外 | 独立 | 新任 |
| 2     | うるし ばら こずえ<br>漆原 梢 | —           | 社外 | 独立 | 新任 |

候補者  
番号

1

みやざわ さ わ こ  
宮澤 佐和子

1970年9月12日生  
当社株式所有数：一株

社外

独立

新任

▶ 略歴・当社における地位及び担当

2004年 8月 (株)モバイルテクノ総務部経理課 入社  
2005年 9月 沖電気工業(株) 経理部 出向  
2007年 2月 EY新日本有限責任監査法人入所  
2011年10月 公認会計士登録  
2021年 4月 赤坂有限責任監査法人入所（現任）

▶ 重要な兼職の状況

公認会計士

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

宮澤佐和子氏は、公認会計士としての高い専門性を有し、財務・会計に関する実務経験を通じて、企業の経営監督に必要な幅広い知見を備えております。これらの知見を活かし、社外取締役・監査委員として、独立した立場からの経営監督を通じて、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化に貢献いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

## ▶ 略歴・当社における地位及び担当

- 2008年12月 弁護士登録  
石井法律事務所入所
- 2011年12月 長島法律事務所入所
- 2013年12月 川口市 復職等判定委員会委員
- 2019年10月 さいたま市 財産評価委員会委員 (現任)
- 2022年 9月 さいたま家庭裁判所 家事調停官 (現任)
- 2024年 6月 みそら法律事務所 開設 (現任)

## ▶ 重要な兼職の状況

弁護士

## ▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

漆原梢氏は、弁護士として高い専門性を有し、企業法務等に関する幅広い実務経験を通じて、企業の経営監督に必要な知見を備えております。これらの知見を活かし、社外取締役・監査委員として、独立した立場からの経営監督を通じて、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化に貢献いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 上記各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記各候補者は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
3. 宮澤佐和子、漆原梢の各氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
4. 本議案が原案どおり承認可決された場合は、当社は宮澤佐和子、漆原梢の各氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の職務の執行に関し損害賠償請求がされた場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任された場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。
6. 漆原梢氏は、旧姓及び職務上の氏名を表示しております。

(ご参考)

## 取締役及び監査等委員である取締役のスキル・マトリックス

| 氏名      | 役職                 | 独立性 | 主な専門性          |    |                |       |                 |                      |               |                                |
|---------|--------------------|-----|----------------|----|----------------|-------|-----------------|----------------------|---------------|--------------------------------|
|         |                    |     | 企業経営<br>(経営戦略) | 営業 | 商品・<br>マーケティング | 財務・会計 | IT・デジタル<br>DX推進 | ESG・<br>サステナ<br>ビリティ | 人事・労務<br>人材開発 | リスクマネ<br>ジメント・<br>コンプライ<br>アンス |
| 浅 香 竜 也 | 代表取締役社長            |     | ●              |    |                | ●     | ●               | ●                    | ●             | ●                              |
| 橋 本 和 之 | 常務取締役              |     | ●              | ●  | ●              |       | ●               |                      | ●             |                                |
| 服 部 雅 親 | 取締役                |     | ●              | ●  | ●              |       |                 | ●                    |               | ●                              |
| 有 川 勉   | 社外取締役<br>(常勤監査等委員) | ○   |                |    |                | ●     |                 | ●                    |               | ●                              |
| 宮澤 佐和子  | 社外取締役<br>(監査等委員)   | ○   |                |    |                | ●     |                 |                      |               | ●                              |
| 漆 原 梢   | 社外取締役<br>(監査等委員)   | ○   |                |    |                |       |                 |                      | ●             | ●                              |

※本表は各取締役・各監査等委員である取締役が有する全てのスキルを表すものではありません。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間の改定の件

本議案は、2020年6月24日開催の第49期定時株主総会においてご承認いただいた譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間の変更について、ご承認をお願いするものです。

当社は、第49期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、監査等委員でない取締役の報酬額の年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とは別枠で、譲渡制限付株式報酬を報酬として支給することをご承認いただき、その際、譲渡制限期間については「割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」としてご承認いただいております。

当社は、対象取締役が退任時まで本株式を保有することにより当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲を一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的として、譲渡制限期間を、「割当を受けた日より対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役のいずれの地位からも退任する日までの期間」に変更したいと存じます。なお、第1号議案が承認可決された場合、対象取締役は3名となります。また、譲渡制限付株式割当契約における譲渡制限の解除及び退任時の取扱いについても、必要な修正を加えております。

なお、本議案を原案どおりご承認いただいた場合、変更前の譲渡制限付株式の付与のための報酬として既に付与済みの譲渡制限付株式についても、同様に変更いたしたく存じます。譲渡制限付株式の付与のための報酬枠、対象取締役が発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数及び譲渡制限付株式の付与に際しての1株当たりの払込金額の考え方についての変更はございません。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと考えております。

当社の譲渡制限付株式報酬制度の概要について（下線部が本議案をご承認いただいた場合の改定内容になります。）

#### 1. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限数等

対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は年額15百万円以内（ただし、使用

人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)としております。また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年60,000株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）以内としております。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）としております。

## 2. 対象取締役に付与する譲渡制限付株式に関する事項

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）

### （2）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### （3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったこと

を条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

# 第 54 期 事 業 報 告

(2024年 4 月 1 日から  
2025年 3 月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の持ち直しやインバウンド需要の回復などにより緩やかに持ち直しの動きがみられました。一方で、円安に伴う物価上昇やエネルギー資源の価格高騰、米国の今後の政策動向による世界経済への影響等、依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループでは、2025年 3 月期を利益体質への転換に向けた再生フェーズと位置付け、組織改革のためのプロジェクトを発足、運用してまいりました。特に下半期以降、精緻な分析に基づく広告・販促施策の改善や販売プロセスの見直しを進めた結果、徐々にその効果は現れておりますが、上半期の不振を補うまでには至らず、当連結会計年度における売上高は、前年同期比26.5%減の5,161百万円となりました。

利益面においては、下半期以降、仕入フローや在庫管理体制の見直しを推進しました。また、前連結会計年度においては、商品評価に係る見積りの見直しによる多額の商品評価損を計上していたことから、当連結会計年度末における粗利益率は前年同期と比較して5.6pt改善しました。

また、販売費及び一般管理費の削減に向けた、専任プロジェクトチームを立ち上げ、抜本的なコスト構造の見直しを図ってまいりました。その結果、固定費を含めた経費全体の削減、効率化により、販売費及び一般管理費総額は前年同期比21.0%減となりました。

しかし、これらの効果に比し前述のとおり売上高が大きく減少したことから、営業損失は734百万円（前年同期は営業損失1,039百万円）、経常損失は747百万円（同経常損失1,055百万円）となりました。また、特別損失として、店舗等の減損損失を150百万円計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は923百万円（同親会社株主に帰属する当期純損失1,342百万円）となりました。

「和装事業」における売上区分別の状況は次のとおりです。

（一般呉服等）

既存顧客を対象とした「一般呉服」等については、複数のプロジェクトチームを立ち上げ、各催事の収益管理、集客管理体制の構築、顧客属性に応じたアプローチ方法の体系化、呉服着用機会の提供による新規顧客の獲得に取り組んでまいりました。現在、社内の管理体

制が整い、明確となった取り組み課題に対しても着実に対応を進めておりますが、現時点では売上高の増加には結びついておらず、結果として、当連結会計年度における一般呉服等の受注高は、前年同期比22.0%減となりました。

#### (振袖)

「振袖」販売及びレンタルについては、店舗単位のオフライン営業施策と、WEB・SNSを中心としたオンライン施策の2つのプロジェクトにおいて、それぞれマーケティング戦略を実行してまいりました。従来のダイレクトメールを中心とした振袖広告手法から、より効率的かつ実効性の高い広告展開への移行を進めておりますが、これらの施策の効果が現れるまでには、引き続き一定期間を要する見込みであり、当連結会計年度における振袖関連の受注高は前年同期比12.1%減となりました。

#### (写真撮影・オンラインストア)

「写真撮影」関連については、更なる和装店舗との連携強化及び固定費の削減を目的とし、第3四半期連結会計期間より「写真スタジオクラネ」と既存和装店舗の併設計画を進めてまいりました。当連結会計年度においては、商品構成の見直しによる単価アップと和装店舗からの連携強化によりスタジオ稼働率が上昇し、その結果、売上高は前年同期比11.4%増となりました。

「オンラインストア」については、サイト別の広告投資効率を見直した結果、自社サイトへのアクセス数が増加し、振袖売上が好調に推移いたしました。また、市場の需要動向やシーズンに応じた商品ラインナップの拡充により、振袖以外の和装商品売上についても大きく伸長し、全体としての売上高は前年同期比16.1%増となりました。

なお、当連結会計年度より、「和装事業」の単一セグメントに変更したため、セグメント別の記載を省略しております。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は109百万円で、その主なものは当社の店舗移転等に伴う内部造作等設備であります。

## (3) 資金調達の状況

当社は、2024年8月29日に第三者割当による行使価額修正条項付第4回新株予約権を発行しました。第4回新株予約権は、2024年12月16日に行使がすべて完了しており、合計2,800,000株の新株式を発行し、190百万円の資金調達を行いました。

また、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と総額2,300百万円の当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越にかかわる借入実行残高はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、2023年3月期以降継続した営業損失を計上しており、経営の安定化及び黒字化の早期実現が喫緊の課題となっております。2025年3月期においては、これらの課題に対応するため3つの重点施策を策定し、収益構造の抜本的な転換に向けた取り組みを進めております。主な対処すべき課題は以下のとおりとなります。

##### ① コスト構造の見直し

###### <店舗収益性の改善>

当社グループでは、主要事業である和装各店の収益性の低下が大きな課題となっております。よって、店舗の収益性と商圈環境を総合的に評価したうえで、主に固定費の削減及び広告費、販促費の効率化を図り、1店舗当たりの収益性を重視した経営へのシフトを進めております。また、不採算店舗の閉店や店舗規模の縮小による店舗固定費の圧縮に取り組み、2024年3月期から2025年3月期にかけて、計7店舗を閉店しております。

###### <全社コストの見直し>

円安などの外部要因によるコスト上昇や、人件費の増加等により社内経費が上昇していることに加え、従来の広告戦略からの転換のため、適正かつ効率的な経費コントロールが急務となっております。よって、全社のコスト構造見直しとして、各店舗の賃料、催事開催コスト、従業員の移動経費、商品配送料等の事業コストに加え、間接部門経費など全てのコスト項目等を網羅的に精査し、削減及び最適化を図っております。

###### <その他事業の終了・縮小>

2021年より新たな事業として開始した写真スタジオ事業、EC事業、ネイルサロン事業、オンライン着付教室事業については、いずれも収益面で一定の課題があり、事業の選択と集中という観点から、終了または縮小へ方向転換し、ネイルサロン事業、オンライン着付教室事業については事業を終了いたしました。また、写真スタジオ事業については、「写真スタジオクラネ」の全店舗を閉店し、既存の和装店舗内にスタジオを併設する形へと運営モデルを転換し、固定費圧縮と併せて、より収益性の高い運営体制への転換を図ってまいります。

###### <原価率改善>

売上規模の縮小と物価高等による仕入れコスト上昇の影響を受け、近年原価率が上昇傾向にあります。これを改善するため、仕入プロセスを抜本的に見直し、綿密な仕入計画の策定や販売体制の整備を推進しております。

## ② 振袖広告戦略の見直し

当社グループでは従来ダイレクトメール中心のマーケティング施策を実行してまいりましたが、個人情報保護法の改正や印刷、郵送コスト上昇といった外部環境の変化を受け、WEB・SNSを活用したデジタルマーケティング施策へと段階的に移行してまいりました。こうした施策は以前より一部実行していたものの、抜本的な構造転換への意思決定や、実行までのスピードに課題が見られたことから、組織体制自体の見直しを行い、迅速な意思決定が可能な体制へと組織を再構築いたしました。また、分析機能の強化による広告手法の見直し、代理店の再選定や投下コストの最適化の実行に加えて、各店舗周辺エリアへのオフライン営業施策を拡大し、新規顧客の集客強化に取り組んでおります。

## ③ 営業販売体制

### <総合催事の収益性改善>

「① コスト構造の見直し」と連動し、社内における一般呉服・宝飾販売催事のコスト構造を見直し、大型の店外催事中心の運用方針を、店舗内催事の運用へとシフトしております。これにより各催事にかかる経費を大きく削減し、あわせて、取扱商品の価格設定を見直し、店舗あたりの収益改善を図ってまいります。

### <販売コンプライアンス体制の強化>

当社グループでは、内部統制の充実と事業リスクへの対応が必要不可欠かつ重要課題であります。特に、営業活動時における各消費者保護法令の遵守は最重要項目であり、お客様との継続した関係性や信頼関係を構築すべく、お一人おひとりへの接客対応や納品後のアフターケアに関するルールを明確化いたしました。また、昨今の消費者保護法令強化に対する社会的な動向を踏まえ、販売ガイドラインの整備や法令に基づいた販売員教育の定期実施を通じて、社内のコンプライアンス体制を強化し、今後もお客様・社員をはじめとするすべてのステークスホルダーが安心できる店舗づくりを推進してまいります。

## ④ 人材の定着

当社グループでの販売業務において売上確保の最も重要な要素は、お客様との継続した関係性の維持であり、人材の定着が必要不可欠です。よって、人事制度・教育制度・働く環境等を整備し、販売員が安心して販売業務に注力できる店舗づくりを推進しております。また、グループ全体としても同様に、多様な働き方を選択できる環境を整備し、社員の定着率向上を図ってまいります。

## (5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度末において和装店舗運営事業における売上高の大幅な減少が継続し、多額の損失を計上し、金融機関からの借入金に係る財務制限条項に抵触いたしました。このことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象及び状況が存在していると認識しております。しかしながら「(4) 対処すべき課題」に記載したとおり、2025年3月期に策定した重点施策を継続して推進していくことにより、2026年3月期の業績回復を目指すとともに、資金面においても、当連結会計年度末における資金残高の状況及び中長期的な資金繰りを検討した結果、当面の事業活動の継続性に懸念点がないことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

## (6) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 \ 期 別                | 第 51 期<br>2022年3月期 | 第 52 期<br>2023年3月期 | 第 53 期<br>2024年3月期 | 第 54 期<br>(当連結会計年度)<br>2025年3月期 |
|--------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)               | 8,484,434          | 8,329,818          | 7,022,866          | 5,161,206                       |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円)      | 16,765             | △265,081           | △1,055,705         | △747,079                        |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円) | △185,183           | △468,978           | △1,342,791         | △923,106                        |
| 1株当たり当期純損失 (△) (円)       | △15.66             | △41.46             | △119.47            | △74.30                          |
| 総 資 産 (千円)               | 11,857,160         | 10,898,157         | 8,914,704          | 7,276,661                       |
| 純 資 産 (千円)               | 4,788,007          | 4,111,265          | 2,710,390          | 1,979,310                       |
| 1株当たり純資産 (円)             | 404.37             | 366.71             | 240.77             | 140.90                          |

- (注) 1. 1株当たり当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数で各々除し、円単位で表示し銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
3. 「株式給付型E S O P」制度において信託口が保有する当社の普通株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純損失 (△) の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
4. 第54期 (当連結会計年度) の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 \ 期 別              | 第 51 期<br>2022年3月期 | 第 52 期<br>2023年3月期 | 第 53 期<br>2024年3月期 | 第 54 期<br>(当期)<br>2025年3月期 |
|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------------|
| 売 上 高 及 び 営 業 収 益 (千円) | 4,130,136          | 589,200            | 563,200            | 412,360                    |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円)    | △217,049           | 83,321             | 122,110            | △29,450                    |
| 当 期 純 損 失 (△) (千円)     | △255,916           | △447,393           | △1,342,442         | △936,778                   |
| 1 株当たり当期純損失 (△) (円)    | △21.64             | △39.55             | △119.44            | △75.40                     |
| 総 資 産 (千円)             | 5,814,939          | 5,123,983          | 3,640,512          | 2,151,851                  |
| 純 資 産 (千円)             | 4,266,752          | 3,611,594          | 2,211,069          | 1,466,316                  |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)    | 360.35             | 322.14             | 196.42             | 104.38                     |

- (注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数で各々除し、円単位で表示し銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
3. 「株式給付型E S O P」制度において信託口が保有する当社の普通株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
4. 当社は、2021年10月1日付で持株会社体制へ移行し、和装店舗運営事業及びその他事業を新しく設立した京都きもの友禅株式会社(2021年10月1日付で株式会社京都きもの友禅分割準備会社から商号変更)に事業承継いたしましたので、2021年10月1日からの営業収益は、主に経営指導料となります。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                         | 資本金       | 議決権比率  | 主要な事業内容  |
|-----------------------------|-----------|--------|----------|
| 京 都 き も の 友 禅 株 式 会 社       | 10,000千円  | 100.0% | 和装事業     |
| 株 式 会 社 京 都 き も の 友 禅 友 の 会 | 100,000千円 | 100.0% | 前払式特定取引業 |

## (8) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、当社、連結子会社である京都きもの友禅株式会社及び株式会社京都きもの友禅友の会の3社により構成されており、呉服等の販売を主たる事業としております。

（連結子会社）

京都きもの友禅株式会社

振袖等を中心とした呉服販売及びレンタルを主とし、それに関連する宝飾品等の販売を行う全国チェーン展開による小売業を営んでおります。加えて、呉服に付随した写真撮影スタジオの運営及びオンラインストアでの呉服関連商品の販売を行っております。

また、顧客に対して販売代金等の割賦販売業務を行っております。

株式会社京都きもの友禅友の会

割賦販売法に基づき会員積立業務を営む前払式特定取引業者であり、入会会員には毎月一定額を積み立てていただく「お買物カード」を発行し、積立金利用の際には積立金額にボーナス分をプラスすることによって、京都きもの友禅株式会社の販売促進の助成(呉服販売の取次ぎ一割賦販売法第2条第5項)を行っております。

### (9) 主要な営業所等 (2025年3月31日現在)

- ① 当 社 本 社 東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号  
② 店 舗

| 地 方 別 | 店舗数 | 都 道 府 県 別                                 |
|-------|-----|-------------------------------------------|
| 北 海 道 | 1   | 北海道1店                                     |
| 東 北   | 3   | 宮城県1店、福島県1店、岩手県1店                         |
| 関 東   | 17  | 栃木県1店、茨城県1店、埼玉県2店、千葉県4店、東京都6店、神奈川県3店      |
| 中 部   | 10  | 新潟県1店、石川県1店、静岡県3店、愛知県2店、三重県1店、岐阜県1店、長野県1店 |
| 近 畿   | 4   | 京都府1店、大阪府2店、兵庫県1店                         |
| 中 国   | 2   | 岡山県1店、広島県1店                               |
| 四 国   | 1   | 香川県1店                                     |
| 九 州   | 3   | 福岡県2店、熊本県1店                               |
| 合 計   | 41  |                                           |

### (10) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 361名 | 76名減   | 50.7歳 | 15.5年  |

(注) 上記には定時社員28名を含んでおりません。

### (11) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

| 借入先       | 借入額       |
|-----------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 446,563千円 |
| 株式会社りそな銀行 | 133,967千円 |

## 2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

|              |      |             |
|--------------|------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 72,612,000株 |
|--------------|------|-------------|

(2) 発行済株式の総数 15,298,200株  
(内自己株式 915,086株)

(3) 株主数 10,007名

(注) 株主数には、単元未満株主数を含んでおります。

#### (4) 大株主

| 株 主 名                                         | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------|------------|---------|
| トウカイトウキョウセキュリティーズアジアリミテッド                     | 3,112,700株 | 21.6%   |
| NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW       | 471,995株   | 3.2%    |
| 河 村 英 博                                       | 405,400株   | 2.8%    |
| 小 山 忠 人                                       | 336,100株   | 2.3%    |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)             | 335,800株   | 2.3%    |
| 波 多 野 桂 一                                     | 158,000株   | 1.0%    |
| M L I N T L E Q U I T Y D E R I V A T I V E S | 147,400株   | 1.0%    |
| U B S A G L O N D O N A S I A E Q U I T I E S | 127,329株   | 0.8%    |
| 黒 田 輝 昭                                       | 120,000株   | 0.8%    |
| 鈴 木 房 彦                                       | 117,400株   | 0.8%    |

(注) 1. 持株比率は自己株式(915,086株)を控除して計算しております。なお、自己株式915,086株には「株式給付型E S O P」が保有する当社株式335,800株は含まれておりません。

2. 上記株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有株式数には、「株式給付型ＥＳＯＰ」が保有する当社株式335,800株が含まれております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式

当社は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しておりますが、当事業年度において、交付した株式はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2024年8月13日開催の取締役会決議に基づき発行した第4回新株予約権（行使価額修正条項付）

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数           | 28,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 発行価額               | 総額1,204,000円<br>(新株予約権1個につき43円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の目的となる株式の数    | 2,800,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 行使価額及び行使価額の修正条件    | 当初行使価額 111円<br>行使価額は、割当日以後、本新株予約権の発行要項第17項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90％に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が56円（以下、「下限行使価額」といいます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。<br>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。 |
| 新株予約権を行使することができる期間 | 2024年8月30日から2027年8月29日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 割当先                | 第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を三田証券株式会社に対して割当てております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

（注）本新株予約権につきましては、2024年12月16日までに全て行使完了しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

| 地 位                  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                       |
|----------------------|---------|----------------------------------------------------|
| 代表取締役社長              | 浅 香 竜 也 | 管理本部長<br>京都さものの友禅(株)取締役<br>(株)京都さものの友禅友の会取締役       |
| 常 務 取 締 役            | 橋 本 和 之 | 京都さものの友禅(株)取締役営業本部長<br>(株)京都さものの友禅友の会代表取締役社長       |
| 取 締 役                | 服 部 雅 親 | 京都さものの友禅(株)代表取締役社長戦略本部長兼商品本部長<br>(株)京都さものの友禅友の会取締役 |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員)   | 有 川 勉   | 公認会計士<br>京都さものの友禅(株)監査役<br>(株)京都さものの友禅友の会監査役       |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 辻 友 崇   | 公認会計士<br>(株)ギア監査役                                  |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 細 川 大 輔 | 弁護士                                                |

- (注) 1. 取締役 有川勉氏、辻友崇氏及び細川大輔氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、有川勉氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役 有川勉氏、辻友崇氏及び細川大輔氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員 有川勉氏及び辻友崇氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、執行役員制度を導入しておりますが、当事業年度末日では該当者はおりません。
6. 当事業年度末日後に以下の取締役の異動がありました。

| 氏 名     | 新                           | 旧                                 | 異動年月日     |
|---------|-----------------------------|-----------------------------------|-----------|
| 服 部 雅 親 | 京都さものの友禅(株)代表取締役社長<br>商品本部長 | 京都さものの友禅(株)代表取締役社長<br>戦略本部長兼商品本部長 | 2025年4月1日 |

## (2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該決定方針の内容は、以下のとおりです。

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬（月額報酬）及び譲渡制限付株式（ただし、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）から構成される。
2. 人事部門長は、株主総会で決議がなされた取締役報酬枠の範囲内で、同業他社、当社と同規模の役位別取締役報酬額に関する情報収集を行う。当該情報に基づき、経営管理部門担当取締役と人事担当部門長は、当年度の会社業績を勘案した、次年度の取締役個別報酬に関し、総会開催予定日の60日前までに、個人別の報酬案を策定する。代表取締役社長及び経営管理部門担当取締役は、当該策定された報酬案に関して協議を行い、取締役会に諮る個別取締役報酬案を確定する。代表取締役社長は、監査等委員会に対し、取締役会に諮る前に取締役の個別報酬に関して説明を行い、監査等委員会からの意見聴取及び同意を得る。代表取締役社長は、個別役員報酬に関して、a. 固定現金報酬、b. 株式報酬それぞれの金額に関して個別に取締役会に上程し、承認を得る。
3. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、非金銭報酬等として、株主総会で決議した報酬枠の範囲内で、直接交付型株式報酬としての付与時から3年間で5年間までの間で当社の取締役会が定める期間を譲渡制限期間とする譲渡制限付株式を付与する。
4. 取締役に対する固定報酬及び譲渡制限付株式報酬の比率は、100対15～25を目安としている。
5. 業績の年度計画に対し、著しく未達が起きている状況など、著しい業績不振の場合には、各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、固定報酬の自主返納を要請する、又は、取締役会の決議により減額する場合がある。

上記2.に記載のとおり、監査等委員会に諮問の上、社外取締役を含めた取締役会において決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2020年6月24日であり、決議の内容は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度年額は200,000千円（うち、社外取締役分は30,000千円）、監査等委員である取締役の報酬限度年額は40,000千円であります。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち、社外取締役は1名）、監査等委員である取締役の員数は3名です。

また、2020年6月24日開催の第49期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入を決議いたしました。

その総額は、年額15,000千円以内、株式数の上限を年60,000株以内としております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は、3名であります。また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①対象取締役は、3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

当該株式報酬の交付状況は2.会社の株式に関する事項(5)に記載のとおりです。

### ③ 取締役の報酬等の総額等

| 役員区分                             | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |         |              | 対象となる<br>役員数<br>(人) |
|----------------------------------|--------------------|--------------------|---------|--------------|---------------------|
|                                  |                    | 基本報酬               | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等       |                     |
| 取締役（監査等委員であるものを除く。）<br>（うち社外取締役） | 53,308<br>(900)    | 48,500<br>(900)    | —       | 4,808<br>(—) | 5<br>(1)            |
| 監査等委員である<br>取締役<br>（うち社外取締役）     | 11,070<br>(11,070) | 11,070<br>(11,070) | —       | —            | 3<br>(3)            |

(注) 非金銭報酬等は、上記②に記載の譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度における費用計上額を記載しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役（監査等委員）有川勉氏は、当社の子会社である京都きもの友禅(株)の監査役及び(株)京都きもの友禅友の会の監査役を兼任しております。

社外取締役（監査等委員）辻友崇氏は、(株)ギアの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役（監査等委員） 有川勉

当事業年度中の在任期間に開催した16回の取締役会のうち、取締役（監査等委員）として16回全てに出席し、別途書面決議を3回行いました。また、当事業年度中の在任期間に開催した14回の監査等委員会全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的な知識・経験を活かし、主に不正の未然防止等の観点から、コーポレートガバナンスの向上等について積極的な助言・提言を適宜行っております。

社外取締役（監査等委員） 辻友崇

当事業年度中の在任期間に開催した16回の取締役会のうち、取締役（監査等委員）として16回全てに出席し、別途書面決議を3回行いました。また、当事業年度中の在任期間に開催した14回の監査等委員会全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的な知識・経験を活かし、主に財務及び会計面において積極的な助言・提言を適宜行っております。

社外取締役（監査等委員） 細川大輔

当事業年度中の在任期間に開催した16回の取締役会のうち、取締役（監査等委員）として16回全てに出席し、別途書面決議を3回行いました。また、当事業年度中の在任期間に開催した14回の監査等委員会全てに出席いたしました。弁護士としての専門的な知識・経験を活かし、積極的な助言・提言を適宜行っております。

#### **(4) 責任限定契約の内容の概要**

当社は会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号の額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### **(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の職務の執行に関し損害賠償請求がされた場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の役員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

Mooreみらい監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                 | 支 払 額    |
|---------------------------------|----------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額         | 30,100千円 |
| 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 30,100千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記の金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由  
監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画や監査の実施状況等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項・第3項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 会社の支配に関する基本方針

買収防衛策等の方針について特に記載すべき事項はありません。

### (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、経営の効率化を通じて収益の向上を図り、その成果として得られた利益については、将来の事業展開に伴う資金需要を総合的に勘案し、株主の皆様へ安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

当期（2025年3月期）につきましては、前連結会計年度に引き続き親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことから、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきます。

(本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、四捨五入しております。)

## 第54期連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部                |                  |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>5,305,001</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>4,968,233</b> |
| 現 金 及 び 預 金        | 1,668,196        | 買 掛 金                  | 109,780          |
| 売 掛 金              | 2,038,418        | 短 期 借 入 金              | 580,530          |
| 商 品 及 び 製 品        | 1,057,719        | リ ー ス 債 務              | 16,355           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品    | 26,922           | 未 払 法 人 税 等            | 15,983           |
| 前 払 費 用            | 422,490          | 前 受 金                  | 1,199,501        |
| そ の 他              | 91,255           | 預 り 金                  | 2,187,326        |
|                    |                  | 賞 与 引 当 金              | 26,360           |
|                    |                  | 前 受 収 益                | 310,232          |
|                    |                  | 資 産 除 去 債 務            | 91,599           |
|                    |                  | 契 約 負 債                | 168,121          |
|                    |                  | そ の 他                  | 262,443          |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>1,971,659</b> | <b>固 定 負 債</b>         | <b>329,116</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>6</b>         | リ ー ス 債 務              | 9,873            |
| 建 物                | 0                | 株 式 給 付 引 当 金          | 1,554            |
| そ の 他              | 5                | 資 産 除 去 債 務            | 317,689          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>0</b>         | <b>負 債 合 計</b>         | <b>5,297,350</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>1,971,653</b> | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| 差 入 保 証 金          | 1,355,250        | <b>株 主 資 本</b>         | <b>1,979,310</b> |
| 敷 金 及 び 保 証 金      | 612,964          | 資 本 金                  | 196,013          |
| そ の 他              | 3,438            | 資 本 剰 余 金              | 560,305          |
|                    |                  | 利 益 剰 余 金              | 1,953,927        |
|                    |                  | 自 己 株 式                | △730,935         |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>1,979,310</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>7,276,661</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>7,276,661</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 第54期連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から  
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額       |
|-------------------------------|-----------|
| 売 上 高                         | 5,161,206 |
| 売 上 原 価                       | 2,133,493 |
| 売 上 総 利 益                     | 3,027,713 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           | 3,762,437 |
| 営 業 損 失                       | 734,724   |
| 営 業 外 収 益                     |           |
| 受 取 利 息                       | 867       |
| 受 取 手 数 料                     | 2,600     |
| 債 務 免 除 益                     | 1,181     |
| 雑 収 入                         | 1,893     |
| 営 業 外 費 用                     |           |
| 支 払 利 息                       | 15,784    |
| 支 払 手 数 料                     | 2,000     |
| 雑 損 失                         | 1,113     |
| 経 常 損 失                       | 747,079   |
| 特 別 損 失                       |           |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 3,108     |
| 減 損 損 失                       | 150,047   |
| 賃 貸 借 契 約 解 約 損               | 9,217     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失         | 909,453   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 13,652    |
| 当 期 純 損 失                     | 923,106   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 | 923,106   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 第54期連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)  
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |         |           |          |           | 純資産合計     |
|-------------------------------|---------|---------|-----------|----------|-----------|-----------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式     | 株主資本合計    |           |
| 当 期 首 残 高                     | 100,000 | 464,292 | 2,877,034 | △730,935 | 2,710,390 | 2,710,390 |
| 当 期 変 動 額                     |         |         |           |          |           |           |
| 新 株 の 発 行                     | 96,013  | 96,013  |           |          | 192,026   | 192,026   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 損 失       |         |         | △923,106  |          | △923,106  | △923,106  |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純 額) |         |         |           |          |           | —         |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | 96,013  | 96,013  | △923,106  | —        | △731,080  | △731,080  |
| 当 期 末 残 高                     | 196,013 | 560,305 | 1,953,927 | △730,935 | 1,979,310 | 1,979,310 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 第54期貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                |                  |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>1,879,193</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>653,301</b>   |
| 現 金 及 び 預 金            | 184,380          | 短 期 借 入 金              | 580,530          |
| 売 掛 金                  | 220,165          | リ ー ス 債 務              | 4,854            |
| 前 払 費 用                | 13,186           | 未 払 金                  | 53,575           |
| 関 係 会 社 未 収 入 金        | 13,938           | 関 係 会 社 未 払 金          | 8,411            |
| 関 係 会 社 営 業 未 収 入 金    | 37,543           | 未 払 費 用                | 598              |
| 関 係 会 社 短 期 貸 付 金      | 4,050,000        | 未 払 法 人 税 等            | 2,749            |
| そ の 他                  | 13,228           | 預 り 金                  | 882              |
| 貸 倒 引 当 金              | △2,653,247       | 賞 与 引 当 金              | 1,700            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>272,658</b>   | <b>固 定 負 債</b>         | <b>32,233</b>    |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>0</b>         | リ ー ス 債 務              | 6,497            |
| 建 物                    | 0                | 株 式 給 付 引 当 金          | 1,554            |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 0                | 資 産 除 去 債 務            | 24,181           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>0</b>         | <b>負 債 合 計</b>         | <b>685,534</b>   |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 0                | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| そ の 他                  | 0                | <b>株 主 資 本</b>         | <b>1,466,316</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>272,657</b>   | 資 本 金                  | 196,013          |
| 関 係 会 社 株 式            | 236,640          | 資 本 剰 余 金              | 400,013          |
| 長 期 前 払 費 用            | 1,227            | 資 本 準 備 金              | 400,013          |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 32,666           | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>1,601,226</b> |
| そ の 他                  | 2,123            | 利 益 準 備 金              | 275,125          |
|                        |                  | そ の 他 利 益 剰 余 金        | 1,326,101        |
|                        |                  | 繰 越 利 益 剰 余 金          | 1,326,101        |
|                        |                  | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△730,935</b>  |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>1,466,316</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>2,151,851</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>2,151,851</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 第54期損益計算書

( 2024 年 4 月 1 日から  
2025 年 3 月 31 日まで )

(単位：千円)

| 科 目                   |                 |           |                 | 金 額     |
|-----------------------|-----------------|-----------|-----------------|---------|
| 営 業 収 益               | 営 業 費 用         | 営 業 損 失   | 営 業 外 収 益       | 412,360 |
|                       |                 |           |                 | 475,660 |
| 受 取 利 息               | 関 係 会 社 受 取 利 息 | 雑 収 入     | 営 業 外 費 用       | 206     |
|                       |                 |           |                 | 57,082  |
| 支 払 利 息               | 支 払 手 数 料       | 支 払 保 証 料 | 経 常 損 失         | 300     |
|                       |                 |           |                 | 57,589  |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 減 損 損 失         | 特 別 損 失   | 税 引 前 当 期 純 損 失 | 14,789  |
|                       |                 |           |                 | 2,000   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 当 期 純 損 失       |           |                 | 5,849   |
|                       |                 |           |                 | 1,100   |
|                       |                 |           |                 | 23,739  |
|                       |                 |           |                 | 29,450  |
|                       |                 |           |                 | 866,003 |
|                       |                 |           |                 | 41,338  |
|                       |                 |           |                 | 907,342 |
|                       |                 |           |                 | 936,792 |
|                       |                 |           |                 | △14     |
|                       |                 |           |                 | 936,778 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 第54期株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から  
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |              |           |           |              |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|-----------|-----------|--------------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |           |              |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金  | 利益剰余金<br>合 計 |
|                         |         |           |              |           | 繰越利益剰余金   |              |
| 当 期 首 残 高               | 100,000 | 304,000   | 304,000      | 275,125   | 2,262,880 | 2,538,005    |
| 当 期 変 動 額               |         |           |              |           |           |              |
| 新 株 の 発 行               | 96,013  | 96,013    | 96,013       |           |           |              |
| 当 期 純 損 失               |         |           |              |           | △936,778  | △936,778     |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） |         |           |              |           |           |              |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 96,013  | 96,013    | 96,013       | －         | △936,778  | △936,778     |
| 当 期 末 残 高               | 196,013 | 400,013   | 400,013      | 275,125   | 1,326,101 | 1,601,226    |

|                         | 株 主 資 本  |           | 純資産合計     |
|-------------------------|----------|-----------|-----------|
|                         | 自己株式     | 株主資本合計    |           |
| 当 期 首 残 高               | △730,935 | 2,211,069 | 2,211,069 |
| 当 期 変 動 額               |          |           |           |
| 新 株 の 発 行               |          | 192,026   | 192,026   |
| 当 期 純 損 失               |          | △936,778  | △936,778  |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） |          |           | －         |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －        | △744,752  | △744,752  |
| 当 期 末 残 高               | △730,935 | 1,466,316 | 1,466,316 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社京都きもの友禅ホールディングス  
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 泉 淳  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 藤 豊 毅  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京都きもの友禅ホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京都きもの友禅ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社京都きもの友禅ホールディングス  
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 小 泉 淳  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 豊 毅  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京都きもの友禅ホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月28日

株式会社京都きもの友禅ホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 有 川 勉 ㊞

監査等委員 辻 友 崇 ㊞

監査等委員 細 川 大 輔 ㊞

(注) 監査等委員有川勉、辻友崇及び細川大輔は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

場所 東京都中央区日本橋富沢町11番12号  
サンライズビル東京 2階「ザ・グリーンホール」



## 交通のご案内

|                |                 |                  |
|----------------|-----------------|------------------|
| 馬喰横山駅（都営新宿線）・  | 人形町駅（東京メトロ日比谷線・ | 小伝馬町駅（東京メトロ日比谷線） |
| 馬喰町駅（ＪＲ総武快速線）・ | 都営浅草線）より        | より               |
| 東日本橋駅（都営浅草線）より |                 |                  |

地下道を通して

A 4 出口より徒歩 5 分

1 番出口より徒歩 4 分

A 3 出口より徒歩 3 分

※ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会での株主の皆様へのお土産の用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

第54期定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結注記表

個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株式会社京都きもの友禅ホールディングス

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営意思決定機関として取締役会を月1回以上開催し、各取締役より計画提案、執行報告等の業務報告を受けて、その内容を審議・確認・統制し、その検討資料とともに議事録を作成して保管しております。

法令・定款への適合が判断しにくい場合には、顧問弁護士、顧問税理士、監査法人等に事前に相談し、適正な判断や意思決定を確保しております。

当社は、「企業行動憲章」、「社員行動規範」を定め、全役職員に周知徹底を図っております。また、コンプライアンス等に関する社内外を窓口とする内部通報制度を整備しており、取締役会、監査等委員会へ適切な報告がなされるための体制を整えております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会における構成員の業務計画・経過報告・業務報告等はすべてその資料とともに議事録として保管しております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

経営の政策決定に伴う将来的な損失の発生については、政策決定の前段階にて想定できる事項は考慮した上で意思決定を行うこととしております。

社内外で発生する緊急事態に対しては、すみやかに対応責任者となる取締役を定めるととし、損害を未然に防止し、または、最小限にとどめられるよう対処してまいります。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は原則として毎月1回以上の取締役会を開催し、経営戦略・事業計画等の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

#### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務執行については、毎月開催の取締役会にて経過報告、財務報告等を行い、業務執行の状況を把握できる体制を構築し、子会社に対し必要な指示、助言、指導を行い、業務の適正を確保しております。

#### ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査等委員会の業務補助のためのスタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査等委員の協議により決定することとしております。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項  
監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とすることとしております。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人等の監査等委員会への報告体制及びその他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告することとしております。  
監査等委員は、監査等委員会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとしております。  
また、監査等委員会は、監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに情報の交換を行うなど連携を図っております。
- ⑨ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
前項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備しております。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員がその職務執行について、当社に対し費用を請求してきたときは、担当部門で審議のうえ、当該費用が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用を当社が負担します。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は、財務報告の信頼性を確保するための基本方針を定めており、代表取締役は、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、不備があれば是正する体制の構築を行っております。

## (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 内部統制システムに関する取り組み

当社は、取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を図るための体制の整備に関する基本方針に基づき、当社の内部統制システムの整備・運用状況について評価を実施し、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備運用されていることを確認いたしました。

### ② リスク管理に関する取り組み

法的規制等のリスクについては、総務人事部が主体となって管理しており、必要に応じて顧問弁護士等のアドバイスを受けながら関連部署との連携を密にし、規則・規程の整備を行っております。

損失の危機の管理については、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を社内に設置し、定期的に当社グループが抱える諸リスクの審議を行っております。

### ③ 内部監査に関する取り組み

当社の内部監査部門による当社内各部門及び子会社への内部監査を実施いたしました。

### ④ 監査等委員会への情報提供への取り組み

当社の内部監査部門の担当者は、毎月開催されている監査等委員会に出席し、内部監査年度計画に沿って実施した監査結果、日次監査事項での問題点、及び臨店状況等を報告しております。

また、当社では代表取締役と監査等委員との情報共有、意見交換を目的とした会議を定期的に開催しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社  
連結子会社の名称 京都きもの友禅株式会社  
株式会社京都きもの友禅友の会

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入  
株式等以外のも 法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

の

市場価格のない…移動平均法による原価法

株式等

###### ロ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商 品…主として個別法（ただし、一部の裏地等については移動平均法（月  
別））

貯蔵品、原材料…最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ 有形固定資産…定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属リース資産を除く） 属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）
- ロ 無形固定資産…自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（リース資産を除く）（5年）に基づく定額法
- ハ リース資産…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

- イ 貸倒引当金…債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。
- ロ 賞与引当金…従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ハ 株式給付引当金…株式給付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足につれて収益を認識する。

当社グループは、持株会社体制のもと、振袖を中心とした呉服販売及びレンタル、写真スタジオにおける成人式前撮り撮影等を行う和装事業を展開しております。

当該事業においては、振袖、訪問着他、和装小物全般、宝飾、その他家庭用品等の販売を行っており、これらの商品の販売は商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、委託販売取引に係る収益については、顧客から受け取る対価の

総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。また、着物購入時に割賦購入された顧客からの受取利息については、契約に定める料率に基づき、割賦契約の期間に応じて収益を認識しております。

和装事業においては、振袖の販売もしくはレンタルした顧客に「成人式当日の着付ヘアメイク特典」「前撮り写真撮影特典」「袴無料レンタル」を付与しており、この特典を別個の履行義務として識別し、算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、特典利用まで収益を繰り延べる方法で計上しております。

着物販売時に、表面撥水加工の「ソフトガード加工」を購入した顧客に「5年間クリーニング無料特典」を付与しており、この特典を別個の履行義務として識別し、算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、5年間の期間で収益を繰り延べる方法で計上しております。

写真撮影関連においては、成人式を主とした記念日の写真撮影及び撮影物（アルバム、データ等）商品の販売を行っており、これらの商品の販売は商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

オンラインストアにおいては、振袖、訪問着他、和装小物全般の商品の販売を行っており、これらの商品の販売は商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### （1）固定資産の減損

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その結果、減損損失150,047千円を計上し、有形固定資産の残高は6千円、無形固定資産の残高は0千円となりました。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ 減損の兆候の判定と割引前将来キャッシュ・フローの算出方法

当社の連結子会社である京都きもの友禅株式会社では、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位に資産のグルーピングを行っております。本社設備等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。減損の兆候の判定は、営業活動から生ずる損益の状況と翌期以降の当社グループ及び店舗別等の事業計画を考慮して、減損の兆候の有無を判断しております。割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された事業計画を基に、足元の受注状況を考慮して見積りを行っております。

ロ 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、各店舗の受注高の見積りであります。

ハ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

受注高について見積りにおける仮定よりも実績が大きく下回った場合には、新たに減損の兆候に該当する資産グループが生じることがあり、また、割引前営業キャッシュ・フローが資産グループの固定資産の帳簿価額を下回る場合には、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産                   －千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ 算出方法

当社グループは、グループ通算制度を適用しており、グループ通算制度適用会社ごとに、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）等に準拠して、将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

なお、当期において、当社グループは、繰延税金資産については全額回収可能性がないと判断し、評価性引当額を控除したため計上しておりません。

#### □ 主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画の主要な仮定は、和装事業の受注高の見積りであります。

#### ハ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提となった和装事業の受注高の実績が、見積りに対して大きく変動した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 4. 追加情報

(従業員向け株式給付信託)

当社は、幹部社員のインセンティブ・プランの一環として、中長期的な業績の向上及び企業価値の増大への貢献意識や士気をこれまで以上に高めることを目的として、「株式給付型E S O P」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

### (1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程(以下、「株式給付規程」という。)に基づき、一定の要件を満たした幹部社員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、幹部社員に対し、株式給付規程に基づき業績達成度等に応じてポイントを付与し、一定の受益者要件を満たした場合には、当該付与ポイントに相当する当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、要件によらず、特別にポイントを付与することがあります。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、74,547千円、335,800株であります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 289,950千円 |
| (2) 担保資産           |           |
| ①担保に供している資産        |           |
| 預金                 | 580,530千円 |
| ②担保に係る債務           |           |
| 短期借入金              | 580,530千円 |

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数
  - 普通株式 15,298,200株
- (2) 配当に関する事項
  - ① 配当金支払額  
該当事項はありません。
  - ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
当連結会計年度の期末配当は無配のため、該当事項はありません。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に預金を用いており、また、資金調達については銀行借入による方針です。また、デリバティブ取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、信販会社によるショッピングクレジットを利用することにより、信用リスクの低減を図っております。

差入保証金は、(株)京都きもの友禅友の会において割賦販売法に基づき法務局へ供託している供託金であり、信用リスクに晒されておりません。

敷金及び保証金は、賃貸借店舗の差入敷金であり、移転・退店時の敷金回収については貸主の信用リスクに晒されていますが、貸主毎の格付信用情報等を適時確認することにより信用リスクを把握することとしております。

営業債務である買掛金は、全て1ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金の使途は、主に運転資金であります。

リース債務は、主に営業用設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は連結決算日後、最長で5年であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は次表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表価額は0千円であります。また、「現金及び預金」「買掛金」「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

|             | 連結貸借対照表<br>計上額（※） | 時価（※）     | 差額       |
|-------------|-------------------|-----------|----------|
| (1) 売掛金     | 2,038,418         |           |          |
| 前受収益        | (310,232)         |           |          |
| 差引          | 1,728,186         | 1,556,714 | △171,471 |
| (2) 差入保証金   | 1,355,250         | 1,319,887 | △35,432  |
| (3) 敷金及び保証金 | 612,964           | 601,919   | △11,044  |
| (4) リース債務   | (26,228)          | (25,852)  | 376      |

（※）負債に計上されているものは（ ）で示しています。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 売掛金

割賦販売斡旋業務に係る売掛金は、決済までの期間、及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。それ以外は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 差入保証金

㈱京都きもの友禅友の会において、割賦販売法に基づき法務局へ供託している供託金であります。会員預り金の標準利用期間、及びリスクフリーレートにより割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。

(3) 敷金及び保証金

預託先毎に返還までの期間、及び格付会社の信用格付等に基づく信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。

(4) リース債務

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリースを締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によっており、その時価をレベル2に分類しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|     | 1年以内    | 1年超5年以内   | 5年超10年以内 |
|-----|---------|-----------|----------|
| 売掛金 | 883,212 | 1,155,144 | 60       |
| 合計  | 883,212 | 1,155,144 | 60       |

(注3) リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内   | 1年超5年以内 |
|-------|--------|---------|
| リース債務 | 16,355 | 9,873   |
| 合計    | 16,355 | 9,873   |

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、「和装事業」の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 合計        |
|---------------|-----------|
| 和装売上高         | 4,575,840 |
| 金融売上高         | 3,478     |
| 写真売上高         | 265,199   |
| その他           | 106,263   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 4,950,782 |
| その他の収益        | 210,424   |
| 外部顧客への売上高     | 5,161,206 |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約負債の残高等

(単位：千円)

|            | 当連結会計年度 |
|------------|---------|
| 契約負債（期首残高） | 226,950 |
| 契約負債（期末残高） | 168,121 |

契約負債は、主に、振袖の販売もしくはレンタルした顧客に付与している「成人式当日の着付ヘアメイク特典」、着物販売時に表面撥水加工の「ソフトガード加工」を購入した顧客に付与している「5年間クリーニング無料特典」に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、154,733千円であります。

前受金残高のうち911,071千円は、当社グループが顧客から受け取った商品代金のうち、期

末時点において未出荷にかかる残高であり、商品の出荷時に収益が計上されるとともに、一部が契約負債として残存履行義務に配分されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|         | 当連結会計年度 |
|---------|---------|
| 1年以内    | 102,066 |
| 1年超2年以内 | 38,348  |
| 2年超3年以内 | 18,497  |
| 3年超     | 9,207   |
| 合計      | 168,121 |

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 140円90銭

(2) 1株当たり当期純損失 74円30銭

(注)「株式給付型E S O P」制度において信託口が保有する当社の普通株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当連結会計年度335,800株)。また、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度335,800株)。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式…移動平均法による原価法
- ② その他有価証券  
市場価格のない…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法株式等以外のもにより処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
の  
市場価格のない…移動平均法による原価法  
株式等

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産…定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属（リース資産を除く）設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）
- ② 無形固定資産…自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（リース資産を除く）（5年）に基づく定額法
- ③ リース資産…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。
- ② 賞与引当金…従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 株式給付引当金…株式給付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (4) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

### (5) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足につれて収益を認識する。

当社は、事業を行っているグループ各社に対して経営指導・管理業務等を行っております。顧客であるグループ各社に対して一定期間、適時に経営指導・管理業務等を行う履行義務を負っており、当該一定期間が経過するにつれて履行義務が充足されるものと判断しており、一定期間にわたり経営管理料として収益を計上しております。

取引の対価は、収益を計上した翌月に受領しております。

## 2. 会計方針の変更

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価及び関係会社貸付金の評価

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：千円）

|           | 当事業年度     |
|-----------|-----------|
| 関係会社株式    | 236,640   |
| 関係会社短期貸付金 | 4,050,000 |
| 貸倒引当金     | 2,653,247 |

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

### ① 算出方法

関係会社株式については、取得価額をもって貸借対照表価額としておりますが、関係会社の財

政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは相当の減額を行っております。また、債務超過の関係会社については、投融資先の財政状態及び経営成績を考慮して純資産の回復可能性が合理的に見込めない場合には、該当関係会社に対する債権について貸倒引当金を計上しております。

当事業年度においては京都きもの友禅株式会社が債務超過であるため、当該関係会社に対する関係会社短期貸付金4,050,000千円に対し、貸倒引当金2,653,247千円を計上しております。

## ② 主要な仮定

関係会社の純資産の回復可能性の判断については、関係会社の過年度における損益の状況、債務超過の程度、翌事業年度の予算などを考慮しております。翌事業年度の予算における主要な仮定は受注高の見積りであります。

## ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

関係会社の業績が想定を超えて回復又は悪化した場合には、引当金の戻入、評価損や引当金の追加計上が発生する可能性があり、翌事業年度以降の計算書類に影響を与える可能性があります。

## 4. 追加情報

(従業員向け株式給付信託)

連結注記表「4. 追加情報」に記載のとおりです。

## 5. 貸借対照表に関する注記

|                        |             |
|------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額     | 223,783千円   |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |             |
| 関係会社に対する短期金銭債権         | 4,101,481千円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務         | 8,411千円     |

## 6. 損益計算書に関する注記

|           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 関係会社との取引高 | 営業取引による取引高 |           |
|           | 営業収益       | 412,360千円 |
|           | 営業費用       | 81,345千円  |
|           | 営業取引以外の取引高 | 62,932千円  |

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数

普通株式 1,250,886株

(注)「株式給付型 E S O P」制度において信託口が保有する当社の普通株式335,800株を含めております。

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

|                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 税務上の繰越欠損金             | 983,874千円    |
| 未払事業税                 | 841千円        |
| 賞与引当金                 | 520千円        |
| 減損損失                  | 18,244千円     |
| 資産除去債務                | 7,622千円      |
| 会社分割による関係会社株式調整額      | 255,720千円    |
| 関係会社株式                | 34,465千円     |
| 貸倒引当金                 | 836,303千円    |
| その他                   | 22,715千円     |
| 繰延税金資産小計              | 2,160,309千円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △983,874千円   |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △1,176,434千円 |
| 評価性引当額小計              | △2,160,309千円 |
| 繰延税金資産合計              | －千円          |
| 繰延税金資産の純額             | －千円          |

### (2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

(単位：千円)

| 種類  | 会社等の名称             | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係                                 | 取引の内容                            | 取引金額    | 科目             | 期末残高      |
|-----|--------------------|---------------------|-------------------------------------------|----------------------------------|---------|----------------|-----------|
| 子会社 | 京都きもの友禪株式会社        | 所有<br>直接100%        | 経営管理<br>資金の援助<br>役員の兼任<br>債務被保証<br>従業員の出向 | 経営指導料<br>(注) 2                   | 397,200 | 関係会社営業<br>未収入金 | 36,410    |
|     |                    |                     |                                           | 当社銀行借入<br>に対する債務<br>被保証<br>(注) 3 | 580,530 | —              | —         |
|     |                    |                     |                                           | 資金の貸付<br>(注) 4、5                 | 500,000 | 関係会社<br>短期貸付金  | 4,050,000 |
|     |                    |                     |                                           | 受取利息<br>(注) 4                    | 57,082  | 関係会社<br>未収入金   | 5,095     |
|     |                    |                     |                                           | 出向者給与<br>(注) 6                   | 81,345  | 関係会社<br>未払金    | 7,102     |
|     | 株式会社<br>京都きもの友禪友の会 | 所有<br>直接100%        | 経営管理<br>役員の兼任<br>債務被保証                    | 経営指導料<br>(注) 2                   | 12,360  | 関係会社営業<br>未収入金 | 1,133     |
|     |                    |                     |                                           | 当社銀行借入<br>に対する債務<br>被保証<br>(注) 3 | 580,530 | —              | —         |
|     |                    |                     |                                           | 保証料の支払<br>(注) 3                  | 5,849   | —              | —         |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 当社の運営に必要とする経費を基に合理的に価格を決定しております。
3. 借入保証については、銀行借入に対して京都きもの友禪株式会社及び株式会社京都きもの友禪友の会より債務保証を受けております。なお、債務保証の料率については、市場保証料率を勘案して合理的に決定しております。
4. 借入の担保については、当社から京都きもの友禪株式会社への資金貸付のための金融機関からの借入に対して、株式会社京都きもの友禪友の会の預金（580,530千円）を金融機関へ担保提供しております。貸付金利は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
5. 京都きもの友禪株式会社に対する貸付については、2,653,247千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において866,003千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
6. 出向者給与については、出向元の給与を基準に双方協議のうえ、決定しております。

## 10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記  
(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

|               |         |
|---------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 104円38銭 |
|---------------|---------|

|                |        |
|----------------|--------|
| (2) 1株当たり当期純損失 | 75円40銭 |
|----------------|--------|

(注)「株式給付型E S O P」制度において信託口が保有する当社の普通株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当期335,800株）。また、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当期335,800株）。

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。